

7月は国民健康保険税の本算定の月です

国民健康保険税

国民健康保険は、病気やけがをした時、安心して医療を受けられるように、加入者が国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

◆健康管理を心がけましょう

日本では、すべての人が何らかの医療保険に加入することになっています。国民健康保険は、納めていただいた保険料と、国などからの補助金を財源にして皆さんの健康を支えています。

しかし、高齢化や生活習慣病の増加、高度医療技術の導入などにより、医療費は年々増加しています。大切な保険税を有効に使うためにも、健康管理に十分心がけましょう。

◆本算定の納税通知書を送付

世帯主が国民健康保険に加入していても、世帯の中に加入者がいなくても、世帯主が国民健康保険に加入していただければ納税通知書が世帯主に届きます。
○特別徴収(年金からの天引き)の人
本算定年税額から4月・6月・8月の仮算定税額を差し引いた額を、10月・12月・令和5年2月の3回に割り振っています。

○普通徴収の人

本算定年税額を1期(7月)から9期(令和5年3月)の9回に割り振っています。

◆コロナ禍の影響による減免

新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計維持者の収入が減少することが見込まれる場合、保険税が減免となる場合があります。詳しくは7月中旬に送付の通知書に同封のチラシをご覧ください。

◆口座振替に変更できます

国民健康保険に加入している人全員(世帯主を含む)が65歳以上で一定の条件を満たしている場合は、保険税を年金から天引きしています。これを申請により口座振替に変更することができます。

◆保険税の減額制度

離職日の時点で65歳未満の人で、倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)や雇止めなどによる離職(特定理由離職者)をした人の前年の給与所得を100分の30とみなして保険税の算定を行います。雇用保険受給資格者証とマイナンバーカードを持参し申請してください。

国民年金のはなし

国民年金保険料の免除制度を存じですか

保険料を納め忘れた状態で、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

◆保険料免除制度・納付猶予制度

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合、これらの制度を利用することができます。

【対象期間】

7月～翌年6月分

◆学生納付特例

学生で、本人の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

【対象者】

学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校・各種学校(修業年限1年以上)である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人

【対象期間】
4月～翌年3月

免除された期間の保険料と年金はどうなるの？

保険料の全額免除や一部納付などの承認を受けた期間は、保険料を全額納付した時より将来の年金額が少なくなります。ただし、これらの期間は、10年以内であれば、後から保険料を納めること(追納)ができます。

※いずれも、原則として毎年申請が必要です。
※2年1カ月前までさかのぼって申請ができます。申請対象期間に未納があり、かつ、納付が困難な場合は、速やかに申請してください。



【問い合わせ】 保険年金課 ☎ 22-9659 FAX 26-0151 ✉ hoken@city.iga.lg.jp

【問い合わせ】 保険年金課 ☎ 22-9659 FAX 26-0151 ✉ hoken@city.iga.lg.jp

【該当する離職理由コード】

11・12・21・22・23・31・32・33・34

【対象期間】 離職の翌日の属する月から翌年度末まで。

◆加入・脱退手続は14日以内

保険税は、被保険者になった月から納めていただきます。「被保険者になった月」とは、市に届け出をしたときでなく、ほかの市町村から転入した日や職場の健康保険を脱退した日など、国民健康保険への加入資格が発生した日の属する月をいいます。

届け出が遅れると保険給付を受けられない場合があります。また保険税は国民健康保険資格の発生日までさかのぼって納めていただくこととなります。

ほかの市町村へ転出したり、職場の健康保険に加入したなど国民健康保険の被保険者でなくなった場合は、その月分からの保険税は課税されませんが、届け出が必要です。

◆国民健康保険証の更新について

現在お持ちの被保険者証の有効期限は7月31日(日)までです。8月1日(月)から使える被保険者証は7月13日(日)から発行されます。

市営住宅の入居者募集

【募集戸数】

○荒木団地 1戸
○木根団地 1戸

○河合団地(子育て支援世帯) 2戸(内1戸は優先入居)

※単身での入居はできません。
※子育て支援世帯は、0歳から義務教育終了までの子と同居し、かつ養育している世帯です。

※子育て支援世帯のうち、優先入居の対象世帯は、母子世帯・老人世帯(60歳以上)・心身障がい者世帯・生活保護世帯です。優先入居を希望する人は、証明書などを添付してください。

【入居資格】
次のすべてに当てはまる人
○市内在住または在勤の人(外国籍の人は、国内に2年以上継続して居住していること)。
○同居人も含めて市税などを滞納していないこと。
○過去に市営住宅に入居していた人で、家賃・駐車場使用料・共益費などを滞納していないこと。
○現在、住宅に困窮していることが明らかであること。
○同居しようとする親族(婚姻者を含む。)がいる人。

【申込方法】
○公営住宅法に定める所得基準に適合していること。
○独立の生計を営み、入居者と同年以上の収入がある連帯保証人が2人いること。(連帯保証人は市内在住もしくは在勤であるか、または入居者の親族であること)。
○暴力団員でないこと。

【申込期間】
7月12日(水)～19日(火) ※必着
午前9時～午後5時
※土・日曜日、祝日を除く。

【公開抽選会】
8月19日(金) 午前9時30分～
本庁舎 3階会議室301
※抽選開始時間に不在の場合は、失格になります。

【申込先・問い合わせ】 住宅課 ☎ 22-9737 FAX 22-9736 ✉ jutaku@city.iga.lg.jp



(注)以降に簡易書留郵便で発送します。8月1日(月)からは新しい被保険者証で診療を受けてください。また、有効期限切れの被保険者証は、保険年金課または各支所に返却するか、自身で責任を持って破棄してください。

◆記載内容を確認してください

記載内容に誤りがある場合や、被保険者証が7月22日(金)までに届かない場合はご連絡ください。

◆有効期限を確認してください

今回発行する被保険者証の有効期限は令和5年7月31日(月)までです。
※次の場合は期限が異なります。
○70歳になる人
70歳になる月の末日まで(1日生まれの人)は前月末まで
○70歳になる人
70歳になる月の中旬(1日生まれの人)は前月中旬)に「被保険者証兼高齢受給者証」を送ります。
【配達に関する問い合わせ】
日本郵便㈱ 上野郵便局
☎ 0570-943-028
※7月13日(水)～21日(木)のみ



【申込先・問い合わせ】 住宅課 ☎ 22-9737 FAX 22-9736 ✉ jutaku@city.iga.lg.jp